

# 取 下 書

平成・令和 年(少ル)第 号

東京簡易裁判所民事第9室 御中

令和 年 月 日

申立債権者



債 権 者

債 務 者

第三債務者

上記当事者間の債権差押処分申立ては、これを取り下げます。

ただし、以下の部分を除く。

- ①  既に取り立てた分
- ②  既に弁済金交付を受けた分
- ③  取下書が受理されるまでに事情届(供託書)が提出された分

注意 I 差押えがなされた債権について、①第三債務者から取り立てた分、②裁判所から弁済金交付を受けた分、③弁済金交付を受けていないが供託した旨の事情届が提出された分があり、これらの部分を除いて取り下げるときは、上記の□にチェックを入れてください。特に③について、弁済金交付を受ける意思があるが、□にチェックをしないと弁済金の受領をすべて放棄した扱いになります。

①から③に該当するものがないときは空欄のまま構いません(例えば、取立権が生ずる前の第三債務者からの入金、債務者からの任意弁済、差押債権がなかった場合、申立ての全部を取り下げる場合等)。

II 取下書に押印する印は、申立ての際に使用したもの、あるいは印鑑証明書を添付した実印をお願いします。